

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和2年11月27日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年4月9日から同年5月10日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年4月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリ岩崎チェーン下関菊川店
所在地 下関市菊川町大字上岡枝761の1

2 意見の概要

（大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届け出について）

特に配慮を求める事項はない。

（大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届け出について）

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。